

仕 様 書

1 件名

令和8年度公用車任意保険に関する協定

2 任意保険加入対象車両

兵庫県職員が運転する兵庫県が所有する公用車（警察が所管するものを除く）

ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 二輪自動車

(2) 原動機付自転車

(3) 構内専用車

(4) 除雪車

(5) 団体等に貸与又は運転管理を委託するなど知事が加入の必要がないと認めた自動車

3 台数及び車種

1,275台（車両一覧はデータにて提供）

4 保険（契約）期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 保険種類及び補償内容

(1) 保険の種類　　自動車保険

(2) 対人賠償保険　1,000万円

(3) 対物賠償保険　100万円（免責3万円）

(4) 特約その他

対人・対物とも、示談交渉サービス付であり、約款等に明記されていること。

年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を従業員（公務中のみ）に限定する。

自損事故、無保険車傷害保険、対人臨時費用、運転者（兵庫県職員）が無免許の状態、運転者（兵庫県職員）が酒酔い時や麻薬、大麻等の影響で正常運転ができない状態については、不担保とする。

仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは、不可とする。

6 保険料の支払

(1) 入札価格をもって契約金額とする。ただし、保険（契約）期間における任意保険加入対象車両についての補償を確保すること。

(2) 保険料は一括払いとするものとする。

ただし、これにより難い場合は、協議のうえ、分割払いできるものとする。

(3) 車両増加及び減少にかかる保険料については、その車両の該当する単価で日割りまたは日割りに準ずる計算（24分法に従い算出した計算法など）により精算する。（年1回）

7 契約（加入手続き）及び保険証書の管理

年度当初一括契約分については、車両一覧の車両毎に契約（加入手続）を行い、年度内の増車分については車検証（写）を提出する。また保険証書は車両毎に発行し、その管理は各部局で行う。

8 車両増減の報告

保険期間内の車両の増加、減少については、隨時各車両を管理する部局から報告する。

9 事故処理対応等の条件

(1) 事故受付及び対応

保険加入車両の事故について、祝日及び休日を問わず1日24時間体制で受付体制を確立し、速やかに初期対応を行うとともに、担当者名、連絡先、初期対応状況等の報告書を事故発生所属（以下「発生所属」という。）に提出すること。

(2) 事故処理状況の報告等

事故の内容や処理進捗状況などは、いつでも迅速に回答できるよう情報管理をすること。

また未解決案件の処理状況については、発生所属へ定期的に（保険（契約）期間終了後は、年2回以上）報告すること。当該保険（契約）期間に発生し受けた事故については、契約期間終了後も示談が終結するまで責任をもって対応し、全ての処理が完了した時は、ただちに、管財課財産管理班に完了報告書を提出すること。

(3) 相手方損害資料等の提出

県が求めるときは、交通事故証明書、相手方の損害の明細、損傷箇所を明示した相手方車両の写真等の書類を提出すること。

(4) 示談案の提出

相手方と示談内容の合意があった場合には、示談書案及び過失割合の根拠となる資料を発生所属に提出し、その指示を受けること。示談書案には県側の過失割合にかかわらず事故当事者双方の損害額、過失割合、賠償責任額を明示すること。

また、賠償責任額の決済方法については、相殺払いとしないこと。これにより難い場合は、その都度発生所属と協議すること。

10 その他の事項

(1) 自動車の性能及び機能（装置）による割引を適用することとする。

(2) 過去3年間のフリート契約者割引状況

令和6年 61% (料率審査日：令和6年3月4日)

令和7年 70% (料率審査日：令和7年3月4日)

令和8年 68% (料率審査日：令和8年3月4日)

(3) 過去3年間の事故件数及び保険金支払実績額

令和5年度 人身 4件 508千円

物損 25件 5,029千円

令和6年度 人身 3件 1,467千円

物損 23件 2,617千円

令和7年度 人身 2件 0千円

物損 15件 186千円

(※1 件数、金額には未払案件を含む。)

(※2 令和7年度については、令和7年12月末日現在を示す。)

(4) 入札の見積額算定にあたり、損害保険料率算出機構に成績内容を照会する場合は、入札に参加する資格を有する者で希望する者に対して照会承諾書等を発行するものとする。

(5) 本仕様に定めのない事項又は協定後疑義が生じた場合は、管財課財産管理班と協議して決定するものとする。

(6) 協定書による締結後、各部局と車両1台ごとに契約（加入手続）を行うこととする。

(7) 当該競争入札の落札決定の効果は、次年度予算の発効時（令和8年4月1日）において生じる。

(8) 当契約により知り得た兵庫県の業務上の秘密を他人に漏らし又は他の目的に利用してはならない。この規定は本契約終了（解除）後も適用する。